

平成 26 年 12 月 10 日

第 4 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年12月10日(水) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 09 時 00 分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集を頂きましてありがとうございます。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、3 番、金井浩三君、14 番、佐々木勇君を指名致します。

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

2 番、塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

おはようございます。2 番、塩野拓二です。

一般質問をさせていただきます。

まず一つ目は、観光協会のあり方についてです。

現在の観光協会は、町が中心となって、さくらまつり・凧揚げ大会や夏まつりを実施しています。

しかし、それ以外の活動があまり見えません。

私も含め一部有志が集まり、B 級グルメとして鍋ホルうどんの普及活動や、まち歩きなど、商工会議所地域の活性化につながるよう努力している団体があります。

まちづくり公社を設立し、こうした活動を一元的に行おうという動きもあったと聞いています。

そこで、これからの観光協会のあり方をどのように考えているのか、そして多度津町の観光行政をどのように進めていくのかをお答えください。

よろしくお願い致します。

次です。

2 番目、多度津町立地企業への支援窓口設置についてです。

多度津町臨海部の工業地帯には、多くの企業が立地しています。

これらの企業からの税収は、町財政はもとより、従業員の雇用なども含めて、地域に大きな影響をもたらしていると言えます。

このため、町は企業に対して、もっと支援していくことが必要ではないでしょうか。

補助金とか減税とかという支援ではなく、例えば、企業が何か困ったことがあったときや新たに何かをしようとするときなどに相談ができる窓口を設置する、あるいは商工業に関する行政情報を集約し随時提供できるようにすることなど

はいかがでしょうか。

役場の担当部署を明示し、企業との連携強化を図るためのパイプ役を作ることについて、お考えをお聞かせてください。

3番目、町民アンケートの結果について。

先の9月議会でお願ひしていました、窓口に来られた町民に対するアンケートを早速実施していただきありがとうございます。

その結果は、あまりかんばしくないと同っていますますが、これまでの状況をご報告ください。

また、町役場1階は、税や福祉の窓口で一般町民が一番多く訪れるところです。現在1階のフロアでは、各課のパンフレットなどが、それぞれで置かれており、少し煩雑になっているのではないのでしょうか。

もう少し整理して町民にとってわかりやすく活用し易い、便利な空間となるように考えてもいいのではないのでしょうか。

お金もかかりませんし、町民も一番変化のわかる場所だと思います。

いかがでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員のご質問のうち、「観光協会のあり方について」お答えをしてみたいです。

私の施政方針に、町おこし等観光行政の推進を掲げております。

いつも申し上げておることですが、町を活性化する為には、行政だけでは無理で民間活力を導入し、連携することが必須だと考えております。

議員の言われているように、行政のやっているさくらまつり、夏まつりだけでは元気にならないと思っております。

歴史ある街並みを再生して利活用する古民家再生プロジェクトや、多度津の歴史探訪である町歩き、オリーブ、ミニトマト、白方かき等特産物の振興等を推進することにより、町に多くの人を招き入れるとともに町外に広く発信することが必要であり、民間と行政が連携して行っていくことが観光行政の推進であり、観光協会の果たすべき役目だと考えております。

議員ご指摘の鍋ホルうどんの普及も同様で、観光協会の枠組みの中で今回、人材育成目的で、B級グルメで町おこし連絡協議会が多度津JR駅前に店舗を開設する予定になっております。

ご理解賜りますようお願いを申しあげ、その他のご質問につきましては、各担当課長より答弁をしてみたいです。よろしくお願ひをいたします。

産業課長（神原 宏一）

おはようございます。

塩野議員ご質問の1点目、「観光協会のあり方について」の答弁を申しあげます。

本町では、観光協会以外の各種団体により町内外で様々なイベントや催しが展開され地域の活性化や本町のPRに大きな貢献をいただいております、大変感謝しているところでございます。

現在、多度津町観光協会は議員のご質問にありますように、産業課商工観光係で業務を執行しており、さくらまつり、全国凧揚げ大会や夏まつりのイベント運営が主な事業となっています。

観光協会は、任意団体であり会員皆様の会費や町補助金により事業を行なっていますが、その支出のほとんどがイベントに係る経費であり、その実施にあたっては概ね町職員が運営しているのが実情でございます。

議員ご質問のこれからの観光協会のあり方については、協会が行政の枠を外れ自由度を増し、独立した運営をすることは理想とするところですが、その組織の構築や運営、人件費を含めた予算の確保、イベント運営のノウハウの継承など解決しなければならない様々な課題があります。

本町といたしましては、今しばらくはイベントの改善やホームページの開設、新規事業の開発などを検討し、観光協会が柔軟性を増すよう努めてまいりますとともに観光協会のあり方につきましては、協会の役員、会員の皆様にご相談しながら慎重に進めてまいりたいと考えています。

本町は、海や島、山や川、田園と工場、鉄道と港、歴史と古い街並みなど、たくさんの資源が狭い所にコンパクトにまとまった町であると認識しております。観光行政を進めるうえでは、こういった本町の特性を生かし、発掘し、人や物を結び付け積極的に支援、協力を行い情報発信をしていくことが重要であると考えています。

また近隣市町と共に、広域的な観光資源の開発やPRを進めていく必要もあると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の「多度津町立地企業への支援窓口設置について」の答弁を申し上げます。

本町には多くの企業が立地し、税収や雇用ばかりでなく、様々なところで多岐にわたる貢献をいただいているところでございます。

ご質問の支援窓口につきましては、香川県や商工会議所など多くの相談窓口が開設されています。

まず、多度津商工会議所には会員、非会員に関わらず利用できる商工業に関する相談窓口が設置されています。

本年10月には、高松商工会議所内に経済産業省所管の香川県事業引き継ぎ支援センターが中小企業の事業継承を支援する無料相談窓口として開設されています。

また、中小企業の経営支援のコンサルティングを行う「一般社団法人香川県中

小企業診断士協会」が香川県産業頭脳化センター内にあり、中小企業診断士の紹介やあっせんを行っています。

さらに、本年6月には「公益財団法人かがわ産業支援財団」に、後継者問題や新商品の開発、販路の開拓、資金繰り等、企業の経営上のあらゆる悩みの相談に専門スタッフが対応する「香川県よろず支援拠点」が開設されています。

本町に専門的なスタッフを揃えた相談窓口を開設することはかないませんが、窓口を開設していますそれぞれの機関・団体との連携を深める中で、産業課において、適宜情報提供を行い、問い合わせへの対応や各窓口の紹介等、橋渡しを行ってまいりたいと考えています。

また、情報の提供につきましては、広報・ホームページ等を通じて周知しているところであり、多度津商工会議所でも、毎月の広報誌等で主要な情報を周知提供しているところでございます。

また、中小企業庁の事業であるウェブサイト『ミラサポ』では、補助金や税制などの様々な支援施策情報が提供されています。

今後は、こういった周知が一方通行とならぬよう、町内企業が必要とする情報を見極め、有用な情報発信に努めてまいりたいと考えています。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

塩野議員のご質問の第3点目、窓口に来られた町民に対するアンケートの結果について、お答えいたします。

9月定例会にてご提案頂きました、町民に対する「来庁者窓口アンケート」を10月1日から本庁舎1階におきまして、ロビーの正面及び住民課、税務課、福祉保健課の受付での4か所にアンケート用紙を設置し、実施しております。

現在までにアンケートにご協力いただいた方の枚数は、11枚となっており、結果を集計し難い状況ではありますが、内訳として男性7名、女性3名、未記入1名で40才代から70才代の方が、税務課、住民課に来庁された意見として、総合的に見た職員への対応は、良い、ふつう、悪いが同数程度の結果でした。なお、職員への自己啓発につきましては、昨年引き続き、「さわやか行政サービス自己診断」を実施し、電話力、対応力、職場マナー力、など自己診断を継続することにより、職員一人ひとりが自分の行動を振り返り、自己啓発の意識を高めるよう努力しているところです。

また、職員の服装や身だしなみをはじめ、担当業務においては、正確な知識を持ち、親切丁寧な言葉使いで迅速な対応ができるよう、外部から専門講師による継続した職員教育等も取り入れ、今後、職員の人材育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

いただきます。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

塩野議員ご質問の3点目、「町民アンケートの結果について」のうち、町役場1階フロアについてお答えいたします。

町役場1階フロアにつきましては、町民が訪れたときに町の雰囲気が一番に感じるところであります。

非常に大切な場所であると認識しております。

状況をみますと確かに整然としているとは見受けられません。

入口横にはパンフレットの陳列棚、銀行の窓口周辺は各種展示品、小型家電回収ボックスがあります。

また、出納室の入口横には、パーテーションで仕切った税務相談用の小部屋を用意しています。

それぞれ、その時々には設置については検討し、現状に至ったものであります。煩雑になっているのはご指摘のとおりでありますので、出来るだけ早い時期に改善して参りたいと思っております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、塩野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、塩野議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、塩野議員、再質問があればお受けいたします。

議員（塩野 拓二）

ご回答ありがとうございます。

まず1点目ですけれども、「観光協会のあり方について」ですけれども、以前から私の方からも何度か観光行政については質問させていただいたんですけれども、民間と連携したり、民間からいろんなことを、まあ多くの、たどつフェスティバルとかいろんなことを発信してやっていると思うんですけれども、民間は結構元気であると思うんです。

町の方も観光協会の方もそういったことをやっていかないといけないという思いは十分伝わりますが、何か一つからでも近々にじゃないですけども、一定の期間を決めてこれからやりましょうということが何かあるのかなあと、やっていくというのは分かるんですが、期間を決めてじゃないですけど、1つ目からこれ始めるとか、後以前にも言ったんですけれども、やっぱり町から発信の方がすごくやる気が見えるような気がするんですけれども、そういった町から何かを、まあ意見交換会を始めるとかいうそういった町から発信することは何かないかなあというのが、それに対して一つお答えいただきたいのと、後「企

業立地の部分ですけども、今おっしゃったようにいろんな窓口がたくさんあって、そのパイプ役として産業課がいろんな事をご相談に乗りながら、そういうところをご案内するということなんですけども、企業からしたらたぶん分からないと思うんです。産業課にそういうところがあると。

その多度津だよりであるとか産業課の窓口が大きく、「企業のご相談承ります」みたいな大きくアピールしてはと思うんですけども、そういう部分に関してはいかがでしょうか。

最後に窓口のアンケートですけども、結果としては非常に10月からとしては少ないアンケートの結果ですけども、窓口に来られる町民の方に、こういうアンケートしとんでお答えください、というような形のお声かけとかをして、窓口の住民サービスの向上のためにやっとなですとか一声したら、町民の方が窓口に来られても、町の職員の方もなんかやる気になつとるなあとかって思っていたので、そういう一声はかけていただくことは可能でしょうか。

どちらにしろ、3点あったと思うんですけども、町の職員からいろんなお声かけとかアピールとか発信をすれば、もっともっと些細なことではあると思うんですけども、非常に町役場に対しての町民の見方も変わるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員の再質問のうち、私の方からは、「観光協会のあり方について」の中で、現在ですね、民間と連携してやっている具体的なことを述べよということですので、そのことについてご説明をさせていただきます。

今観光協会の中で3つの部会に分かれておりまして、「町屋プロジェクト」これは先程申しました歴史ある街並みを再生して利活用する「古民家再生プロジェクト」のことです。

それと、「食材、地産地消部会」これは先程申しましたオリーブやミニトマト、またそういう特産物の振興を促すこと、推進すること。

これは6次産業化を進めて、町外に発信をしていくということなんです。

それとひと、観光これは歴史ですけども、「ひと、観光部会」これは先程申しました「多度津町の歴史探訪」ということで、多度津町の歴史を町内外の方々に説明をしていく、町歩きですね。

その3つの事業を今、観光協会のもとで3つの部会を作って、これでも民間がやっております。

民間の方でお願いをしております。

そういう意味では、町の行政と民間とが連携をしてやっていくということ、そしてこの事業はまだまだ緒に就いたばかりですから、これから力を入れて多

度津町を元気にするため、活性化の為に頑張っていこうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

産業課長（神原 宏一）

2点目の支援窓口と産業課がパイプ役になるということについての情報発信なり、企業に伝えていくということの部分でございますけれども、どのような方法がうまくいくのかということは検討する必要があると思っておりますけれども、なるべく産業課でこういうことをやっていますということについて、企業の方へPRしたり、それから会議所を通じてということもあると思っておりますけれども、そういう形の中で進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

町長公室長（高嶋 好弘）

塩野議員の再質問についてお答えします。

アンケートの設置場所については、住民課、税務課、福祉保健課の窓口にあります。

議員のおっしゃるように、窓口の職員が声かけもできるように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ再質問の回答とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問の答弁は終わりましたが、再々質問があれば、お受けいたします。

議員（塩野 拓二）

すみません。

町長からお答えいただきました「観光協会のあり方について」3つ部会に分かれてお話し合いをしていただいておりますということに対しては非常にありがたいということなんですけれども、全体的な意味においてこれからの観光協会のあり方であったり、その観光のあり方について、なにかこう民間の方と町の方といつも言ってますけど、楽しくお話ができる場を作っていることをお願いしておきます。

あと2点について、非常にいいご答弁いただきましたので、それも含めて3点全部含めて、これからの町職員、行政の前向きな活動、行動に期待いたします。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、2番塩野議員の質問は終わります。

11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

11番、渡邊美喜子でございます。

一般質問をさせていただきます。

1 点目は 10 月 20 日に町長が再出馬表明されました。
その中で「1 期目の公約に掲げた施策や事業は、少し芽を吹きだした伏態であり、この施策を成し遂げて町を元気にし、町民の幸せ向上のため、次の 4 年間も一生懸命に取り組みたい」と再出馬の意志を示されました。

そこで質問をいたします。

2 期目に向けての町長の施策方針や町の将来像など、どの様な展望を持っておられるのか具体的にお願いたします。

2 点目の質問は以前から検討中であります善通寺、琴平、多度津町の 1 市 2 町による合同給食調理場の新設についてであります。

合同ですか、単独ですか、今年度中に結論を出すと言われてはいますが、この件につきましては、以前 3 月定例会にも質問をさせていただきました。

その折の答弁は「善通寺市が正式に多くの検討会を開催するための要綱を整備しました。本町と琴平町も検討会に参加する予定であります。単独で施設を更新する場合や合同で行う場合等検討することが、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことに繋がると考えています。本町の将来を担う子どもたちを最優先に考え、全ての可能性を排除せず検討すべきだと考えています。」と答弁を頂きました。

私も子どもたちのことを最優先に考えての 2 回目の質問であります。

多くの皆さんから意見を聞く中で、合同給食調理場となると、町にとって大きな問題であり、町の活性化、地産地消（ひまわりの会）、食育の問題、雇用の問題、配送エリアが広がる事の影響等が心配されております。

またあってはいけない事ではありますが、もし食中毒が発生した場合や、一箇所で作ることで子ども達の被害が広がる可能性があります。

その他、災害が発生した場合も的確に対応ができるのかも大変不安であります。本町はここ近年、いろいろと設備をいくつか購入しています。

最小コストで最大の効果も考慮に入れ、児童生徒の食の安全、安心を守って町民の皆さんが納得いく形での建て替えを行っていかなければならないと思えます。

また善通寺市の給食センターは昭和 60 年に建設され、経過年数はまだ 28 年足らずです。

耐用年数も残っており、昭和 56 年以後の建築から耐震についても問題がないものと考えられると聞いたことがあります。

そこで質問をいたします。

その後の進捗状況や町の方針等を伺います。

以上でございます。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員のご質問のうち、「私の 2 期目に向けての方針や施策の展望について」お答えをしております。

私が町長に就任させていただいてから、これまでを振り返ってみて、公約に掲げた、住民参画・住民協働のまちづくり、財政の健全化、災害に強い安心・安全な町づくり、町おこし等観光行政の推進、高齢者福祉の向上、子育て支援の

充実、更なる行政改革の推進、子どもの教育環境の充実、のこの8つの施策・事業につきましては、取りかかることができましたが、まだまだ道半ばでありますので、これらの施策、事業を充実してまいる所存であります。

また日本創生会議が警鐘を鳴らした、人口減少時代への対応が大きな課題となっております。

多度津の子ども達が就学や就職で一時は多度津を離れても、いずれ帰ってきて自分の親や子ども達と一緒に住んでほしい、その為に今やらなくてはならないのは、雇用と結婚機会の創出、そして子育て支援の充実だと常に申し上げておりますが、このことを更に推進していきたいと考えております。

また、新たな観光資源としての高見島を活用することで、移住、定住、交流促進に繋げていきたいと考えております。

多度津町の将来像につきましては、これからの第6次総合計画を策定する中で、町づくり委員会等で町民皆様のご意見を十分に聴きながら検討してまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申しあげて、その他のご質問につきましては担当課長より答弁をしておりますので、よろしく願いをいたします。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

渡邊議員の「合同給食調理場の新設計画について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

本年3月の定例会で、答弁させていただきましたように、将来を担う子ども達のことを最優先に考えるとといった姿勢はなんら変わっておりません。

合同給食調理場ありきでもなければ、単独給食調理場ありきでもありません。それら選択肢を全て検討した結果、より良い給食調理場にしたいと考えております。

議員がご心配されております「食中毒」の問題は、被害の大小ではなく1人でも発生してはいけないことですし、災害の発生に関しましても、離れた場所にあれば、町内と同じ規模の被害を受けずに済むかもしれません。

配送エリアが広がることは交通事故の確率が上がるかもしれませんが、地産地消のエリアも広がるため、美味しい食材を味わえる機会が増えることに繋がるかもしれません。

これらメリット、デメリットに、建設費、雇用問題など、全てを検討して結論を出したいと考え、予算措置を2度ほど計画するなどしてまいりましたが、現在は、事務局であります善通寺市の準備が整うのを待っている状況で、検討会は開催できておりません。

今後はこの現状を踏まえ、検討会のあり方も含めた方向性に対する結論を、早

急に出せるよう関係者各位と検討してまいりたいと考えております。

以上で、渡邊議員の「合同給食調理場の新設計画について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

町長の2期目に対しての町政、出馬の向けての今施策等お話していただきました。

確かにこの多度津町、2期目に向けての町長の手法ということを大変期待しております。

町と議会とそして町民の皆さんが共有してよりいっそう強い信念で取り組まなければ、これは打破できないと、そのように私は思っておりますので、私も含めてですけれども、議員としてもしっかりと町の方へ意見等も申していくつもりでおりますので、その分よろしくお願ひしたいと思ひます。

強い信念で前へ進むという部分を合せてお願ひしたいと思ひます。

それから給食センターなんですけれども、3月定例会に質問した答弁と同じようなのかな、という部分で、検討委員会もまだされてないという部分に関して、本当にやる気があるのかな、その様に私思われてなりません。

多度津町の給食センターは本当に老朽化がひどくって、1日も早く建て替えなければならないような状況にも関わらず、なぜそういう部分も含めて、善通寺、それから琴平と1回も検討会がされてないということに対しまして、すごく考えられないようなことでありますので、その点もう一度、町としての方針は合同でしたいのか、するのか、それとも単独でするのか、その逆に何%、町民の皆さん、また子どものこと全て考えてると言われましたけれども、少しはどういう方向性を持っているのかという部分も未だに答弁の中では見えてこないんですけれども、そういう部分はどのように考えておられるのか、質問いたします。よろしくお願ひします。

政策企画課長（岡部 登）

渡邊議員の「合同給食調理場の新設計画について」の再質問に対し答弁をさせていただきます。

時間と予算に限りがあるということは議員のおっしゃるとおりであると理解しておりますので、慎重且つ早急に検討してまいります。

また、多度津町の給食は他市町に比べて安全でおいしくて安くて言うことなしということにでもなれば、町外から学童を伴った転入者が増えるかもしれませ

ん。

これは人口減少問題に対する一つの施策になりえる可能性もありますので、より多面的に検討していきたいとも考えております。

以上、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げ、渡邊議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

再質問に対する答弁は、終わりましたが、渡邊議員、あれば再々質問をお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

検討会をもっていただきまして、早急にやってほしいなという部分と、今課長がお話がありましたおいしくて安くって栄養たっぷりということで、本当に多度津町の給食は子ども達、食の問題、それから健康上とかそういう栄養部分も含めまして、今、食の問題が家庭等もいろんな、保護者の方からも聞きますが、本当に多度津町の給食はおいしい、子ども達皆さん喜んで、よく幼稚園のいろんなイベント等にも参加させていただくんですけども、その折一緒に老人会ですか、幼稚園の子ども達と一緒に食べる機会があるんですけども、本当においしくて言うことなしって、そのように温かい心のこもった手作りの給食という思いをすごくしておりますので、そういう部分も併せて、多度津町給食単独でやっていただければなあというふうに思っておりますので、その部分含めて言わせていただきます。

要望でございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、11番渡邊議員の質問は終わります。

続きまして6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

今年もはや12月となり、月日の経つのは早いものだと感じるのは、私だけではないと思います。

私は財政状況の公表手法についてお尋ねをいたします。

平成26年度は、多度津中学校校舎などの改築事業、消防庁舎移転建設事業が既に進められており、27年3月の竣工に向け工事は進捗しております。

また、12月の補正予算にご提案をいただきました、防災行政無線設置事業についての提案もなされております。

12月になれば、新年度の予算編成の時期となります。

私は、26年3月議会において財政基本条例の制定についてのご質問をさせていただきました。

その中では、起債の限度額をどの程度とするのか、また、財政調整基金はどの程度の残額とするのかなど、財政状況に応じた大まかな決定も必要である旨の内容も含まれていたと思っております。

26年10月事業開始年度から企業の法人住民税率の引き下げによる影響はまだ読みきれないものと考えますが、後の年度には、こうした影響も想定されます。一方、執行部及び職員の皆さんが健全財政を堅持するため、様々な努力を頂いたことによる結果も広報による周知などで知ることができます。

ご苦勞でございます。

そこでお尋ねをいたします。

予算や決算の状況など前年との比較についての数値はよく目に止めますが、数年前、例えば、平成22年度決算時と平成25年度決算時の対比した数値というものについてはあまり記憶がありません。

住民の皆さんも、本町のこうした数値を知ることにより、町制の運営についてご理解をいただけるものと思います。

起債残額の状況や、将来負担比率の数値については、どのようになっていますか。

今後は、こうした数値も公表するようにはどうでしょうか。

また、これまでの予算の説明時において、よく有利な起債などを活用するとの表現をされ進めてこられました。起債残額のなかで、有利な起債額などについては分かりませんか。

2番目に、その年度、その年度の経済情勢によって財政状況も大きく変動するものと思っております。

新年度予算の編成を前に、現時点において、起債の限度額をどの程度とするお考えなのか、また、財政調整基金の残高といいますか、保有額はどの程度とするお考えなのでしょうか、ご質問させていただきます。

よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員のご質問についてお答えをまいります。

私が町議会議員の時、一般質問をさせていただく中で、一項目は必ず「財政の健全化について」の質問をさせていただいておりました。

財政の健全化は、全ての施策や事業を実施する上で、基本的なものであり、行政を運営していくなかで、重要課題であると常に頭に叩き込んでおります。

就任当初から財政規律を守る、優先順位を決めて選択と集中、費用対効果を最大限出すこと、を常に念頭において財政を考えてまいりました。

これからもこの基本的なことを常に考え、財政担当とともに健全化に取り組んでまいりますのでご理解賜りますようお願いを申しあげ、ご質問に対しての詳

しいことは、総務課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

総務課長（石原 光弘）

村岡議員ご質問の「財政状況の公表手法について」お答えいたします。

1点目の平成22年度と25年度の比較でございますが、一般会計の起債残高は、22年度末で、96億582万2,000円、25年度末で、90億7,710万5,000円、公共下水道では、22年度末で、95億1,963万円、25年度末で、86億5,060万2,000円、他に水道事業会計、土地開発公社借入れ分を含めると、合計で、22年度末で、248億6,563万5,000円、25年度末で、220億2,225万4,000円で、3年間で、19億4,338万1,000円の減少であります。

また、将来負担比率については、22年度は196.9で、25年度は108.5となっております。

町では、町広報及び町ホームページにおいて、毎年度の予算、決算、財政健全化判断比率等の情報及び町の財政を一般家庭に置き換えた「さくら家の台所事情」を公表しております。

しかし、これらの情報は、その年度だけの情報となっております。

議員が言われるとおり、過去からの経緯を住民に知っていただくことは、町行政を理解いただくことともに興味を持っていただくことに繋がるものと考えますので、様々な財政に係る数値を過去と比較できる方法を検討し、できるだけ早い時期に公表してまいります。

次に、後年度の交付税に算入される、いわゆる有利な起債として代表的なものは、臨時財政対策債がございます。

この臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として発行するものであり、償還額の100%が交付税に算入されます。ちなみに、平成25年度末の臨時財政対策債の公債費現在高は38億4,130万7,000円で、一般会計の公債費残高のうち42.2%を占めております。

さらに、消防庁舎の移転改築事業や防災行政無線整備事業に活用を見込んでおります「緊急防災・減災事業債」は、交付税に償還額の70%が算入されることになっております。

また、他の起債にも少ない率ではありますが交付税措置されるものもございませぬので、今後も、このような有利な地方債を研究し活用してまいります。

次に新年度における起債の限度額及び財政調整基金の残高についてお答えいたします。

ご存知のとおり、平成25年度決算額は実質収支で7億5,700万円余りの黒字決算となり、財政調整基金残高も10月末現在で、22億1,000万円余りとなっております。

現在、27年度当初予算の編成に向け、各課の予算査定を実施し、住民の生活に直結する事業を中心に庁内で協議・検討いたしております。

現在、国の方針で財政が厳しくても起債を起し、取り組まなければならない事業もあり、申し訳ありませんが、起債の具体的な数値は申し上げられませんので、状況をご理解いただきたいと思います。

なお、臨時財政対策債は今年度当初並みの4億1,000万円程度と新年度は見込んでおります。

地方債は、将来に債務を残すものでございますので、起債にあたっては、将来の財政運営に及ぼす影響を考慮しながら、慎重に配慮してまいります。

また、財政調整基金の残高でございますが、今回の補正予算でも取り崩し額を増額補正し、約7億6,000万円を取り崩す予定で計上しております。

全額取り崩しこととなれば、15億円を割り込むこととなりますが、税収等の歳入状況を見ながら、3月末では15億円は確保したい考えであります。

平成27年度以降も、教育施設また住民生活に直結した多額の経費が必要な事業が予定されておりますが、安定的な財政運営を継続していくためには、基金額として10億円から15億円程度は必要ではないかと考えております。

今後は、申しましたことを勘案しつつ、当初予算編成及び財政運営にあたってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、村岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、村岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村岡 清邦）

要望でお願いいたします。

今お聞きをいたしますと、平成22年度から25年度までの起債残高については、おおよそ概算ではございますが、1割程度その額が減少したような数字になるのではないかないうふうにお伺いをしました。

非常にですね職員の皆さん、執行部ともがご努力をされたんだなあとということで敬意を表したいと思いますし、今後の財政運営についてもお聞きをいたしますと、十分に勘案をしながらやっておられる状況でございます。

これからは、経済情勢或いは財政状況、なかなか読みにくい読み切れない部分も多いところもあろうかと思っておりますけれども、起債額の考え方、或いは基金の活用、或いは保有額等につきましても十分留意をしながら対応をお願いしたいと思います。

よろしくお聞きいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番村岡議員の質問は終わります。

次に7番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。

7番、小川保です。

本日の質問は、1. 丸尾町長就任1期目の総括と、2期目出馬の抱負について、
2. 水道事業の広域化について、以上大枠で2点です。

まず1点目、「丸尾町長就任1期目の総括と、2期目出馬の抱負」について質問
致します。

安全安心対策の推進、町おこしの推進、高齢者対策の推進、子育て支援の推進、
教育の充実、住民参画・住民協働のまちづくり、健全な財政運営、行政改革の
推進。

これは、皆さんご承知の丸尾町長1期目出馬の際の八つのマニフェストです。
本年3月、私の一般質問において丸尾町長、1期目の残り1年に向けて総点検
をお願い致しました。

今、それを振り返って大きく進展したと存じております。

中学校の建設、消防庁舎の建設、給食調理施設の老朽化に伴う更新作業の検討、
JR高架自由通路など、様々に大きく進展している事だと思います。

先程の渡邊議員の質問に対するご回答、給食調理施設については、若干のペン
ディングとなっておりますのでございますが、今申し上げたそれらの予算概略、
そして資金調達内容など数字を踏まえて、ここに明解に総括いただけたらと存
じます。

そして、2期目には総点検と共に、新しい課題、取り組む姿勢などを力強く表
明頂けたらとお願い申し上げます。

次に2点目「水道事業の広域化」についてお伺い致します。

今、本町の水道事業は今後、想定される、浄水施設、給水施設の更新整備事業
など、全町に張り巡らしてあります設備の耐震化事業、老朽化による更新事業
など、考えるだけでぞっとするようなインフラ整備が迫ってきております。

一方では町内教育施設の更新事業や公共の建物、老朽化している道路の整備な
ど、進めていかなければならない町民の安全安心に関わるこれらの公共事業な
ど喫緊の課題が山積しております。

そんな中、莫大な費用が予想されるにしても、水道事業は、これまた町民の生
活に関わる最も重要な事柄であります。

香川県広報誌の12月号に、今私の手元にありますけれども、この中に『検討が
進む水道事業の広域化』という特集記事が載っておりました。

ごく最近の記事ですので皆様の記憶にも新しい事だと存じますが、その記事の

概要は、大枠で2つ。

一つ目は、水道事業には様々な課題があり、それらの課題に各市町の水道事業者が個別に対応するには限界がある。

そこで、県営水道と各市町の水道事業を統合して広域化を図ることが有効であると判断して平成20年度から調査検討を開始してきた。

その結果、今年10月に、県知事と16の市長町長で構成される協議会で「広域水道事業およびその事業体に関する基本的事項」が決定いたしました。

二つ目は、基本的事項の内容として、総務関係の基本方針など5つの基本方針が定められました。

また、将来の水道料金のイメージとして市町毎に広域化した場合と単独のままの場合とを比較したグラフで表現されており、それには一部の自治体を除き、ほぼ全ての市町で広域化の方が水道料金を安く抑えられる事が示されておりました。

私自身は、予め町から説明を受けておりましたので、比較的馴染みやすく読み取る事が出来ましたが、町民の皆様にはどのように感じられたのでありましょうか。

将来にわたって、インフラ整備も含めて安全安心な水道水を安定的に供給してもらうためには、いかがすれば良いのでしょうか。

私は議員になる前には多度津町は水に困ったことがない。

他の市町が日照り水不足の状態であっても多度津だけは大丈夫だ、心配は無いと思っておりました。

多度津の水はおいしい。

取水した後、若干の濾過と若干の塩素滅菌だけで無尽蔵に供給頂けるものと安心致しておりました。

だが、議員活動の中で様々な課題がある事が分かってまいりました。

多度津町の水道水は現在、平瀬、北鴨、県水の3つの水のブレンド水であること。

県水からの受水比率は既に約40%と、かなりの部分依存していること。

そしてなりより企業債残高が多い事などであります。

来年4月には県と水道の広域化に参画する市町で、準備協議会を立ち上げて具体的な準備を進めていくと伺っております。

また、一方では長い年月の間、水利関係者の皆様と温かい協力関係を築いてきておるわけでありますから、それら関係各位の皆様からご理解を頂くべく、真摯にお話をさせて頂きながら、あるべき姿を共に考えていくべきだろうと存じます。

それにはこの準備協議会にまずは参画して、水道事業を取り巻く様々な課題に

ついて、大いに議論検討すべきだと存じます。
因みに多くの市町が準備協議会に参画するようであります。
本件について丸尾町長のお考えをお伺い致します。
以上、大枠で2点について質問申し上げました。
宜しくご回答下さいますよう、お願い申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問のうち、まず「一期目の総括と二期目の出馬の抱負について」お答えをしてみたいです。

議員ご指摘の進行中の多度津中学校と消防庁舎等の事業費につきましては、委員会等でお示しの通りであります。

財政調整基金の残高や起債による資金調達額等は、概ね財政健全化枠内を保っていると思っておりますが、これからの国の状況や経済動向を踏まえ、十分な思慮が不可欠で、財政担当と常に検討を重ねていくことが大事だと考えております。

二期目に向けては、これまでに掲げている公約を推進していくことで特に、農産物等特産物の6次産業化の推進と町外への発信。

J R多度津駅周辺の活性化。

2016年開催予定の瀬戸内国際芸術祭に向けて、高見島を新たな観光資源として活用し、移住・定住・交流人口の増大に繋げていくこと。

人口減少対策として、多度津の子ども達が一時は多度津を離れても、いずれ帰って来てもらう為に必要な雇用や結婚機会の創出と子育て支援、この4つが大きな課題だと考えております。

この一期目で私の公約に掲げました施策や事業に取り掛かることは出来ましたが、現在は種をまいて、少し芽を吹き出してきた状態だと考えております。再選させていただいたらという条件付きではありますが、これら出てきた芽を大きく育て、住民の幸福の向上と更なる町の発展に寄与していきたいと考えております。

小川議員ご質問の2点目、「水道事業の広域化について」お答えをしてみたいです。

水道事業の広域化につきましては、本町のみならず、多くの水道事業体が抱えている、人口減少等に伴う給水収益の減少や、施設の老朽化等によりサービスの低下を招くことのないよう運営基盤を強化していくこと。

そして、将来にわたり技術力を確保するとともに計画的に更新事業を進めていく等のことから、香川県水道事業広域化の検討が現在行われてきているところです。

香川県広域水道事業体検討協議会で検討を重ね、取りまとめたものが、先般の

全員協議会でお示しいたしました「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項の取りまとめ」であります。

その概要が、議員のご質問にあります香川県広報誌に掲載されたものです。準備協議会への参画につきましては、前向きに検討させていただきますが、議員皆様と協議をさせていただき結論を得たいと思っております。

また、協議結果により、住民の皆様や水道事業にご協力をいただいております水利関係の方々に、周知及び説明を行なっていく、ご理解をいただく考えであります。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長からありましたが、小川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（小川 保）

丸尾町長から非常に真摯なご回答をいただきました。

誠にありがとうございます。

一期目の総括について、私どもも共に活動いたしておりましたから充分承知をいたしておるところでございます。

非常によく頑張っておられると、私も心から喜んでおります。

また二期目の出馬についての抱負でございますけれども、これは質問ではございません、抱負でございますが、新たな問題、特に最近クローズアップされました人口減少ですね、今の高齢化から更に進んで人口減少になるという、そういったプロセスを通じたことでございます。

実は先日、11月24日に丸亀で人口減少対策と地方創生シンポジウムという会がございました。

その時には、日本創生会議座長、東京大学公共政策大学院客員教授、増田寛也先生がおいでになって、ご講演されました。

この方は皆さんご承知のように、岩手県知事を3期務められて今現在この座長をやっておられるということですね。

この方の発表の中でやはり、新聞発表にありましたように非常に緊張した内容であったかなというふうにこのシンポジウムにおいても参加されておる皆さん方、真剣に聞いておられました。

約300名あまりの方がみえておりましたけれども。

ということですので、多度津町においてもこの人口減少対策、新たな大きなテーマだと思えます。

ぜひ町長、この件についてはお願いをしたいと思います。

それからこれは質問です。

2番目の水道事業の広域化についてですね。

なるほど、町長をはじめ行政当局の皆様、充分ご承知のことだろうと思います。今さら私が質問させていただくような内容ではないかと思いますが。

我々町民代表、或いは町民の方々については非常に興味のある、また大切なことだと思ひまして、敢えて質問をさせていただきました。

これについては、水道事業の広域化についてちょっと再質問ですけれども、行政のご担当は議会で承認されていないことはこの場でなかなかご発言は難しいかと思ひます。

しかし承認されていないことでありましても、現状での実態、実情、これについてはご回答願えるのではないかなと思ひまして、一つだけ再質問させていただきます。

今、水道管の基幹管路の距離、それから同じく生活道路などに延びている枝管の距離、それらの耐震、老朽化などによる更新しなければならないという、そういった実情についてももしよろしければご担当の水道課長河田課長からお願いをできたらと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

上下水道課長（河田 数明）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

管路の延長等でございますが、手持ちの資料で少々古いのですが24年度末ということで答弁をさせていただきたいと思ひます。

管路の種類でいいますと管路には導水管、これは水源地から浄水場までの管でございます。

この延長が約4.5km程あります。

その耐震化率といたしましては、約4%でございます。

また送水管、これは浄水場から配水池へ水を送る管でございます。

この延長は約24km、耐震化率といたしましては、約40%でございます。

また配水管、これは各家に水を送る管でございますが、この延長が約193kmでございます。

耐震化率でいいますと、約5%。

トータルで申しますと、全延長で222km。

耐震化率といたしましては、約9%。

これは24年度の数字でございますので、現在は約11%ほどに上がっているものと思っております。

なお先程のご質問にありました基幹管路でございますが、手持ちの資料にありますのが、基幹管路といたしましては耐震化率23.1%の数値があります。

またちなみにですが、全国平均の数値は18.4%でございます。

また配水管、全体で申しますと全管路の中での耐震化率、これは全国平均は10.5%でございます。

以上簡単でございますが、小川議員の再質問の答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁は終わりましたけれども、小川議員、再々質問があれば。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

これは質問ではありません。

今課長の方からお示しいただきました数値、本当にまだまだ今からやらないかなというふうに感じました。

そういう緊張感のある数字であったかなというふうに思います。

ぜひ充分にご検討願って、広域化等々ご判断いただけたらと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番、小川議員の質問は終わります。

ここで一旦休憩に入ります。

再開は、10時35分にしたいと思います。

休憩 10時16分

再開 10時36分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

次に、8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問を致します。

一点目は本町での「これからの農業振興と米作について」を質問いたします。

今回、地域の農業従事者の方や、農業従事に関係する方々から色々な意見をいただき、それを反映し今回の質問といたしました。

中でも、もっとも多かった意見について次にあげております。

「米を出荷したが仮渡金の額を見て、あまりにも安さに失望した」、「米を作っても採算が採れず、赤字が増えるばかりで、もう農業に限界を感じる」、「農地はい

つでも貸しても良いが、借り手などいない」、「湿地田のため、麦作は不向きで水田しか活用できない、借り手などいないだろう」、「今まで農業従事していたが、加齢により体力の限界を感じた。しかしこんな割に合わない農業の後継者などいない、間違っても子供たちには継がせられない」、「農業問題をなんとかせないか」と言いながら、町も県も何もしてくれない、小規模の農家はまるで切り捨てられた様な気がする」、「安全・安心と言いながら、輸入米増とは矛盾している、もしも遺伝子操作した米などが公表示されず、間違っても輸入されたらどうするのか」、以上の様な意見がもっとも多く、香川県や多度津町の様に小規模兼業農家が大半を占めている農家では、経営が困難になり今後益々衰退して行く事に、農家はどうしようもない怒りや、諦め、不安を感じているのを実感いたしました。

特に、農業に係る生産コストの増大と米価の下落は致命的で、JA香川県本年度の仮渡金も、コシヒカリ一等 60 kgで 8,700 円、ヒノヒカリ 2等 60 kgにおいては 7,200 円と、毎年毎年米価が下落の一途を辿っているのが現状であります。米価の変動は、84年には 18,600 円/60 kgをピークとして 87年から低下に転じ、食糧法廃止・旧食糧法施行前年である 94 年においては 16,300 円/60 kgと低下し、平成 21 年香川県産ヒノヒカリ 2 等においては仮渡金 10,500 円/60 kg、最終引取額は 12,400 円/60 kgとなり、近年の仮渡金においては 22 年 8,700 円、23 年 10,200 円、24 年 12,000 円、25 年 9,900 円、26 年本年においては 7,200 円となり、1 年から 2 年間の追加清算は 1,000 円から 2,000 円が想定される事により 26 年産ヒノヒカリ最終額は、10,000 円と大きく割り込むと思われます。米価を、大幅に下落させる要因として考えられるのは、消費者の食生活の変化によって米離れの需要減や、政府がすすめる農地集積を加速し、輸入米増を想定した米価低下への方向や、生産調整見直し等が、主な原因と考えられます。また生産コストにおいても、燃料費の高騰や、円安による資材の高騰などマイナス要因は多く、人件費などとても経常できず、農業経営は非常に苦しく小規模生産農家の大半は、半減化・廃止に追い込まれ、将来に不安を感じております。

今まで採算を考えず食料需給のためにと努力してきたが、これ以上無理であると、農家は混乱しております。

本町でも、今回の米価低下による影響は大であり、暫く休作したい、減作して時期をしのぐ、来年は離農を予定していると農家は様々な深刻な思いを持っております。

本町ではこの様な事態に、どう対応、対策していくのでしょうか、お伺いいたします。

また、「農地中間管理事業」について農業委員会をはじめ、町や普及センター、

J Aなど現場の関係者と連携し、農地の貸し手側と借り手側を調整し、担い手への農地の集積を図る事業ですが、本町においては農地の基盤整備がされておらず、農地の変形や狭さ、麦作が不可能な湿地田や、地域が下流の為、水管理が容易でない、農道が狭いため大型農業機械が入らない、新規就農者や法人が、その地域を借り上げても安定的な経営に挑めない原因や、踏み込めない要因となっているのではないのでしょうか。

町として現状を分析されて、どう考えているかお伺いいたします。

2点目は「適正な土地有効利用」について質問いたします。

「適正な土地有効利用」についても、住民の方々から多くの意見があり「町として、土地開発公社が保有している土地を、何故売却しないのか、売るための努力はしないのか」、「土地を売るためには、多少の公費を投入しても売らなければならない、持っているだけでは無駄である」、「土地を持っているだけで、開発や有効利用する考えはないのか」、「当時購入した土地のための借金はどうなっているのか」、以上の様な町民の方々の声は多く、よって次の質問をいたします。

「都市計画マスタープラン」の中で、「町の個別方針」として、住居や生産、文化、教育、福祉などの様々な人の営みを支える機能が集積しており、これらが十分機能するためには、適正な土地利用が必要となります。

将来の土地利用の方針を明確にするためには、現状を課題とし、次に示す事項を掲げております。

一つ、自然環境の保全と活用。

一つ、白地地域における無秩序な宅地化の防止と用途外地区、郊外型商業立地の計画コントロール。

一つ、中心市街地の再構築。

一つ、計画的な住宅地の整備・開発。

一つ、JR 多度津駅周辺の活用。

以上の事項を課題としておりますが、それぞれの具体的対策についての、本町の取り組みをお伺いいたします。

特に、「白地地域における無秩序な宅地化の防止と用途外地区、郊外型商業立地の計画コントロール」については、白地地区においては虫食いの宅地化や、無秩序な宅地開発、宅地の細分化が見受けられております。

この様な白地地区においては、特に、計画的な住宅地の整備・開発・道路の整備・開発等が今、待ったなしで必要とされております。

何度も今まで一般質問で問いかけておりましたが、再度質問させていただきま

す。

都市連携軸とした「堀江丸亀線」沿道では郊外型大型店舗が立地され開発が進

む中、予讃線北部、南部は30年以上計画道のままで、周辺道路は、通勤時、停滞を引き起こしているのが現状で何故、開発が進まないのか、原因等あればお伺いいたします。

また、計画する必要がないとお考えなのか、お伺いいたします。

「計画的な住宅地の整備・開発」についても、多度津駅東側では住宅系用途地域が指定されておりますが、住宅地としての基盤整備が不十分なままとなっており、「JR 多度津駅周辺の活用」としては、駅前南側用地にパークアンドライドを整備しておりますが、現状は利用度が低く、周辺地域も未だ開発されておられません。

連絡通路改修の計画はありますが、それに連携した開発計画も、未だなされておられません。

「適正な土地有効利用」として将来の活用・活性化、今後の方針等をお伺い致します。

以上「これからの農業振興について」と「適正な土地有効利用」について質問致しますが、他にも問題は山積しております。

特に、緊急に決断しなければならない広域水道についても、行政も、議会も10年先、20年先の将来を真摯に見据え、間違えの無いよう判断し、実施するべきであり、検討するだけでなく、目先の数字だけで安易に判断するようであれば、町民の方より行政も、議会も信頼は無くなり「不作為な行為」と評価されるのではないのでしょうか。

行政も議会も町民も「なんとかせないかん」と思いはあるのだけど「ほんまになんとかせないかん」時期が今直ぐそこに来ているのではないのでしょうか。

「楽観的でもなく悲観的でもない」ご意見ご回答を期待しておりますので、宜しくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問の「適正な土地有効利用について」のうちJR多度津駅周辺の活性化についてお答えをしております。

現在、多度津小学校区通学路として利用しているJR多度津駅の跨線橋は、老朽化が進んでいて建て替えが必要になっており、子ども達が安全に通学できる通路に変える必要に迫られております。

加えて駅南側のパークアンドライド駐車場の有効活用や大規模災害時の避難路としての役割も兼ね備えた新たな通路を今建設する予定にしております。

パークアンドライド駐車場に隣接している約5,000㎡の土地開発公社の土地を昨年買い戻しをいたしました。

この土地を有効活用することによって、JR駅北側と南側の活性化を図ってまいります。

具体的な計画は J R 四国や香川県等、各方面を通じて現在検討しているところ
であります。

議員皆様にもぜひご協力をいただき、英知を結集した素晴らしい J R 駅周辺の
活性化に繋がりますよう期待しております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問につきましては、各担
当課長より答弁をしてみたいと思いますのでよろしくお願いたします。

建設課長（島田 和博）

古川議員ご質問の 2 点目「適正な土地有効利用」のうち、計画的な、道路の
整備・開発についてお答えをいたします。

平成 16 年に策定した都市計画マスタープランの中で、適正な土地利用に関し、
地域、ゾーン毎の基本方針を示しておりますが、その後、上位計画である総合
計画も第 5 次が策定され、現在第 6 次総合計画が策定中でございます。

市街地区域としての現状を掌握し、土地利用計画の再構築を検討しなければな
らないと考えております。

ただ、現状の堀江周辺道路につきましては、道隆寺前から浜街道堀江交差点ま
で延びている町道 7 号線を中心に朝夕の渋滞がみられております。

この対策として都市計画道路の町道 277 号線（堀江丸亀線）であります、そ
れを計画しておりましたが、多大な事業費を要することから町単独での施行は
困難であり、浜街道までの約 560m 部分が未整備となっております。

しかしながら、2 年前の都市計画路線の見直しで、ほとんどの路線の廃止が決
定をされる中、この路線について多度津町の外環状としての計画路線として存
続しており、2 市 1 町を経由する広域道としての重要な路線でもあることから、
防災面も含めた周辺地域の交通緩和対策を進めるためにも近隣市と協議をし、
県道での整備を香川県に対し強く要望してみたいと考えております。

以上大変簡単ではありますが、現段階の見解を申し上げましてご理解を賜りま
すようお願いして、答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

古川議員ご質問の 2 点目、「適正な土地有効利用について」お答えいたしま
す。

議員もご存知のとおり、平成 25 年 5 月に策定しました第 3 次多度津町土地開発
公社経営健全化計画に基づき、パーク & ライド東側用地を、約 3 億 5,600 万円、
平成 26 年度には、多度津駅前用地を、約 1 億 7,300 万円一般財源にて土地開
発公社より買い戻しを行いました。

平成 27 年度には、残りの駅前用地を買い戻す予定で、駅周辺用地は全て町有地
となり、今後は、開発にむけての有効利用が可能となります。

また、本年 6 月議会で承認いただきました旧岡庄用地跡も、土地開発基金を廃

止することで、利用可能となりました。

当用地につきましては、1部は貸しておりましたが、10月から新たに残り全部の貸付を行うことになりました。

町有財産の売却については、町ホームページ、町内回覧で募集をしているところですが、売却が進まない大きな要因として、売却予定価格が土地購入を考えている方の価格と乖離があると思われま

す。現在の制度では、安易に低価格での売却はできないこともありますので、別の視点での方策として、売却可能者は限定されますが、移住定住促進での優遇制度等、複合的な考えを研究するなどして、町有地の売却を推進してまいりたいと思います。

なお、現在進めております公有財産管理台帳が整備出来た段階で、総合的に町有地の有効利用や新たな売却可能用地の選定を行いたく考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

産業課長（神原 宏一）

古川議員ご質問の1点目、「これからの農業振興と米作について」の答弁を申し上げます。

議員のご質問にありますように、平成26年産の米価の下落は、本町の農業者の皆様にとりましても、非常に厳しい経営を余儀なくされる状況であると認識しているところでございます。

国におきましては、去る11月14日に緊急対策を含めた平成26年産米への対応策が発表されたところでございます。

緊急対策は、農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化や実質無利子化、既存資金の償還猶予に係る関係機関への要請、米の直接支払交付金の年内支払指示、ナラシ対策の運用改善、仮渡金の追加支払の要請等を内容としております。

また、過剰米の売り急ぎ防止対策や飼料用米の取組の推進、主食用米以外の作物の本作化等の今後の対応も盛り込まれたものでございます。

本町といたしましては、このような国の対策に呼応し、香川県やJA等関係機関との連携を密に、広報周知を行うとともに、農業者の皆様からの相談等には積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、議員のご質問にある農業者の皆様の声につきましては、関係機関・団体を通じて、国や香川県の政策に反映されるよう届けてまいりたいと考えています。

次に、「農地中間管理事業」についてでございます。

4月に制度が開始されて以降、本町におきましては、法人5件、個人2件、合

計7件の借受希望があり、その面積は17.6haでございます。

一方、貸付につきましては、現在、機構からの貸付完了が2件、完了間近が1件で、その面積は0.8haでございます。

また、現在進行中のものが3件あり、徐々にではございますが、貸付・借受希望者は増加してきております。

本制度はまだ緒についたばかりであり、特に、貸し手の掘り起こしを強化する必要がございます。

本町といたしましては、農業者へのアンケート調査の実施等により、情報収集を図るとともに、チラシや広報、ホームページ等を通じて幅広く周知を行っているところでございます。

また、香川県農地機構から派遣されております農地集積専門員や農業委員との連携を図り、農地中間管理事業を通じた農地の集約化をさらに推進してまいりたいと考えています。

議員のご質問にありますように、本町は小規模の農地や狭い農道等、条件が不利な農地が多く、借り手の希望に沿う農地をマッチングすることが難しい面もございますけれども、農地の状況確認や貸付・借受希望者とときめ細かく協議を行う中で、事業を推進してまいります。

本町の農業を取り巻く現状については厳しいものがございますが、農地の集約化や農業経営の安定化、6次産業化の推進、法人化の支援等、様々な施策を展開する中で、将来を見据えた農業振興に取り組んでまいりたいと考えています。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

答弁に対して再質問はいたしません、この2つの質問に共通点があり、都市計画で決められた用途区域内の町の方針の中で様々な問題がございます。

まず1点目に、本町でのこれからの農業振興と米作について質問いたしました、最も深刻なのが農業振興地外とされながら、現実には農地のままと開発されていない地域がございます。

都市計画法の中で、用途地域と決められた地域は農地中間管理機構での貸し借りは形式的に行われていますが、借り手側は敬遠する。

また一方で、様々な助成金が適用されず高齢化対策、地域と連携した補助を目的とした日本型直接支払制度などの適用から除外されているのが現状のありさまであります。

その中で農業従事もままならず、保全さえも自己保全できずに誰かに依頼する

しかないのが現状であります。

現在にも将来にも不安を抱えているのが現状で、これから先もその地域で農地を保全していくのは自助努力か、共助でしのいでいくしかないのですが、住民として町が用途地域として計画された地域の道路整備や環境を整えた整備の実施をお願いするものであります。

実施するまでの地域の環境保全や、景観を重視するのであればレンゲやコスモスなどの花などを植え付けする方法もありますが、なにぶん経費がかかることで今すぐ行動するにも様々な問題がございます。

自助努力や共助では限界があり、何卒町としての公助を期待するものでありますので、よろしく願いいたします。

2件目の質問も同様であり、30年以上計画のままで手つかずの道路や一向に進展しない計画に対し、住民は将来に期待はしておりませんが、その中で失望されている方がおるとおられます。

安全安心で明るい町として目標とするならば、ひとつひとつ解決していくのが行政の使命ではないでしょうか。

実現するように期待しておりますので、よろしく願いをして、8番、古川幸義の一般質問を終わらせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、8番、古川議員の質問は終わります。

次に、9番、村井勉君。

議員（村井 勉）

9番、村井勉です。

私は、2点ほどお聞きいたします。

最初に多度津町の小中高校におけるいじめ問題の状況についてお伺いいたします。

平成26年10月17日付の四国新聞1面に、小学校でのいじめが最多という記事が掲載されておりました。

それによりますと、文部科学省の問題行動調査によって、全国の国公私立の小中学校が2013年度に把握したいじめの件数は、前年度に比べて1,421件多い11万8,805件となり、これまでで最も多くなったとのことでした。

中学校では8,386件減の5万5,248件、高校も5,235件減の1万1,039件で、小中高全体では約1万2千件減少して18万5,860件でした。

中学校と高校でのいじめの件数は減少したとのことですが、一方で小学校では暴力行為が増加し、暴力の件数が初めて1万件を越えています。

平成11年に発生した大津市の中2男子生徒の自殺をきっかけに学校側が積極的に把握に努めた結果、2012年度のいじめの件数は約19万8千件で前年度から2.8倍となり、以前はいじめが社会問題化すると大幅に増加し、その後は年々減少する傾向がありました。

しかし、小学校では2013年度は2012年度に続き増加の傾向にあります。いじめを把握したきっかけについては、小中高校の51.8%に当たる2万4校で、「アンケートなど学校の取り組み」によるが52.3%と最多となりました。2013年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」は、児童生徒が生命身体に大きな被害などを受けるいじめを重大事態と規定しています。同法が学校に義務付けた「いじめ防止基本方針」は、2014年10月1日現在で96.4%が策定し、対策組織は98.5%が設置を行っています。2014年度内には全学校で設置が完了する見通しとなっています。香川県においては、2013年度の県内公立小中高の問題行為、いじめ、不登校の件数がいずれも前年度を下回り、現在の調査方法となった2006年度以降で最少となりましたが、暴力行為の件数は依然高水準で、一層の対策強化が求められているとのことです。

そこで質問します。

一つ、町内の小中高校ではいじめが年間どの程度発生しているのか。

一つ、いじめ行為の内容やその対策はどうなっているのか。

一つ、「いじめ防止対策法」が義務付けている「いじめ防止基本方針」の策定を多度津町は行っているのか。

策定しているのであればどのような内容になっているのか。

一つ、不登校の生徒について何か対策を行っているのか。

次に、高齢者の運転免許自主返納支援事業についてお聞きします。

昨今、全国的に高齢者による交通事故が多発しており、香川県においても高齢者ドライバーによる事故が大変多くなっています。

香川県暮らし安全安心課の統計によりますと、香川県内で免許証を保有する高齢者の数は年々増加しており、2013年には免許証明の全保有者数である68万1,415人のうち、65歳以上の高齢者が15万4,621人と全体の22.7%を占めています。

こうした状況を反映して、高齢ドライバーが被害者または加害者となる人身事故の割合が、2011年度の23.3%から2013年度には25.6%、2014年度には28.2%と上昇傾向にあります。

こうした状況を改善すべく、全国各地の自治体では、高齢者の運転免許自主返納支援事業を実施し、高齢者が自主的に運転免許証を返納することを促しています。

香川県では今年の11月1日から、運転免許証を自主的に返納した高齢者を対象に、公共交通機関や小売店で割引などが受けられる優遇制度を始めました。

そこでお聞きいたします。

高齢者による免許証の自主返納について、隣の三豊市では民間の支援事業とは別に三豊市独自に記念品等を贈呈して支援しているようですが、多度津町でも今後、民間の支援制度に加え多度津町でも独自の支援を行う考えはあるでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

よろしくおねがいたします。

町長（丸尾 幸雄）

村井勉議員のご質問のうち「高齢者の運転免許証自主返納支援事業について」お答えをしてみたいです。

ご存じのように、香川県は交通事故が多発していて、最近まで10万人当りの交通死亡者数のワースト上位を常に占めておりました。

県を揚げて、交通ルールを厳守することやマナーの向上に努めておりますが、なかなか成果が上がっていないのが現状だと、憂いているところです。

交通事故の加害者も被害者も約半数が高齢者との統計が出ております。

このような状況の中で、積極的に免許証を返納する高齢者も増えてきております。

本年、本町で福祉タクシー事業を新設したのも、このような傾向の中で、自宅での閉じこもりを防ぐために、80歳以上の方々にタクシーを利用して外出の機会を増やしていただこうと、タクシー料金の助成を始めたものであります。

これからも、福祉タクシー事業の拡充を図っていくとともに、運転免許証を自主返納された高齢者の方々への優遇策も検討していく必要があるのではないかと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げて、その他のご質問につきましては、教育長と総務課長より答弁をしてみたいですので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（石原 光弘）

村井勉議員ご質問の2点目、「高齢者の運転免許証自主返納支援事業について」お答えいたします。

高齢者の交通事故につきましては、今年1月から10月末までに、多度津町内での交通事故発生件数54件のうち、高齢者による事故件数は26件で、率にして48%となっています。

数字が示すとおり高齢者の事故を減少することが、町内における交通安全対策として、大きな効果があるものだと考えられます。

議員ご質問のとおり、香川県くらし安全安心課で、11月1日より、県内の様々な店舗や事業所で運転免許の自主返納者に対して一定の割引等が受けられるという優遇制度が始まっております。

多度津町内では、タクシー、スーパー、コンビニ、ファミリーレストラン等で割引等が受けられることとなっています。

これは、運転免許センターや警察署で運転免許を返納すると同時に申請をすると、運転経歴証明書が交付され、この証明書を提示することで優遇を受けられるというものであります。

一方、県内市町で免許返納者への優遇制度を行っているところは、既存の公共交通機関やコミュニティバス、デマンドタクシー等の優遇措置で移動手段の確

保を行っています。

また、三豊市ではコミュニティバス回数券、温泉利用券、5,000 円の商品券の内、2 つを選択できるという、かなり手厚い優遇制度としているところもあります。

町として優遇措置を導入するとした場合、新たに町内で県指定の事業所以外に、独自に優遇店等を指定するのは制度として煩雑となり難しいと思われます。現在、考えられる優遇制度としては、運転免許経歴証明書の発行手数料 1,000 円を補助することがまず考えられますが、近隣自治体の状況等を調査しながら、今後の高齢者交通安全対策のひとつの課題として検討して参りたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、村井勉議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

村井勉議員の、小中高校におけるいじめ問題についてのご質問にお答えいたします。

まず「町内の小中高校では、いじめが年間どの程度発生しているのか」についてお答えします。

平成 25 年度には、いじめの発生件数について、小学校 4 件、中学校 5 件の報告を受けております

高等学校については、町教育委員会が管轄するものではありませんので、発生件数等については把握しておりません。

続いて、「いじめ行為の内容やその対策」についてお答えします。

いじめ行為の内容としては、「言葉によるいやがらせやからかいなど悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、続いて「所持品を隠されたり、いたずらされたり、壊されたりする。」「遊び半分に体をぶつけられたり、足をかけられたり、蹴られたりする。」などの報告がありました。

「いじめ」への対応策ですが、発生後の対応については、学校が事実関係を聞き取り、保護者を巻き込む形で、問題の解決を図っていきます。

多くの場合、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、児童相談所や警察などの関係機関との連携・協力も頂いております。

いじめの対応については、早期発見・早期対応が最も重要で、学校では、日頃から、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げたり、傍観者がいじめを許さない存在となるよう児童・生徒会活動を通じて、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりしております。

また、小中学校では、定期的に聞き取りしやすいように工夫されたアンケート調査を実施して、子どもの心身の状況について把握しております。

さらに、町独自の施策として「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q U テスト）」という市販の質問紙法のテストを活用しております。

子どもの回答状況のデータを集約・整理し、学級集団の様子や一人ひとりの集団の中での状況を把握しようとするものです。

このテストによって、教員のいじめや児童・生徒の悩みを見抜く目を涵養するとともに、いじめ等を早期に発見する手がかりにしております。

続いて「いじめ防止対策法」に義務付けられている「いじめ防止基本方針」の策定についてお答えします。

「いじめ防止基本方針」につきましては、多度津町は今現在策定に向けて検討中であります。

なお、対策組織は設置済みで、いじめによる重大事案が発生した場合は、「多度津町いじめ対策委員会」を開催し、対象事案についての調査、今後の対応について協議をしていくことになっております。

最後に「不登校の生徒について何か対策を行っているのか」というご質問にお答えします。

多度津町では、2名のスクールカウンセラーと1名のスクールソーシャルワーカーを配置し、中学校および4つの小学校で、定期的に勤務し、子どもたち、保護者に対して教育相談を行っております。

このことにより、不登校傾向の見られる児童・生徒を把握し、教職員と連携をとって、ケース会を開いて総合的な観点から対策を検討したり、小・中学校の連携に生かしたりしております。

また、不登校児童・生徒に対しては、学校が主体となり、家庭訪問、電話連絡を繰り返しているところですが、内容によっては、スクールソーシャルワーカー、また教育課・福祉保健課の職員、関係機関である西部子どもセンターの職員にも直接かかわるようにしてもらい、居場所の確認とか支援体制の構築を行っております。

さらに、少年育成センター内に、「教育支援センター」を置き、不登校生徒が学習する場を設け、指導員を配置し、学校への復帰を支援しております。

以上で、村井勉議員の多度津町の小中高校におけるいじめ問題の状況についてのご質問に対しての答弁とさせていただきます。

終わります。

議長（志村 忠昭）

以上で、村井議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、村井勉議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 勉）

免許証の返納の件ですけど、何か支援する記念品等を贈ると、この際だから

返そうかという人もいるんじゃないかと思われまので、検討をよろしくお願
いします。これは要望です。

それと学校のいじめ問題ですけど、不登校の中にはいじめられて不登校いうの
はあるのでしょうか。

その辺をもう一度お願いいたします。

これは質問です。

教育長（田尾 勝）

村井勉議員の再質問についてお答えします。

今いじめによって不登校の児童生徒がいるかということですが、平成 25
年度の報告によりますと、いじめによって不登校に陥っているという事実はあ
りません。

ただ、そういういじめ問題が起きて、何日かは休んだということはありませんけ
ども、不登校に陥ったという報告は受けていません。

これ平成 25 年度のデータです。

議長（志村 忠昭）

村井議員、再質問があれば。

議員（村井 勉）

ありがとうございます。

いじめについては、充分ご検討いただきたいと思います。

質問終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、9 番村井勉議員の質問は終わります。

次に、10 番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10 番、日本共産党町議会議員、尾崎忠義でございます。

私は、平成 26 年 12 月多度津町議会第 4 回定例会におきまして、町長及び教育
長、そして各関係担当課長に対し、1、米価暴落対策について、2、難病対策に
ついて、3、町民会館での町民祭りの開催と町民利用、出演料の無料化について
の 3 点を一般質問をいたします。

まず最初に、米価暴落対策についてであります。

日本の家族農業は、社会の中で極めて重要な役割を果たしています。2014 年は、
国連が定める国際家族農業年ですが、今年もあとわずかになりましたが国際社
会における家族農業や小規模農業の再評価と積極的支援に向けた取り組みはま
だ始まったばかりであり、今年はまだに世界の家族農業元年と言っても過言で
はありません。

日本でもこうした世界の潮流を理解し、家族農業や小規模農業を日本の農政の

中にしっかりと位置づけていくことが求められております。

しかし、今年は米価が 40 数年前の水準に大暴落をしております。

スーパーに行けば、何もかも消費税増税、プラス 3%以上に値上がりをしているのに、主食の米だけが新米 5 キログラム 1,380 円など、半値近くで売られております。

今は、肥料代や電気代など全て上がって、生産費は約 1 万 6,000 円であり、それなのに米価が 8,000 円台となれば、コストの半値以下、つまり生産にかかる費用の半分も出ません。

米つくって飯食えない。米づくりをやめるしかないという状況に農家は追い込まれております。

500ml のペットボトルの水は 1 本 120 円ぐらいですが、米を詰めて換算すると、一番高い魚沼産のコシヒカリで 95 円、北海道のななつぼしはわずか 68 円、お茶わんにいただきますと 1 杯 20 円程度です。

手塩にかけたお米が水より安いなんてことがあってはいいはずがなく、農家が米づくりを続けられなくなったら困るのは消費者、国民であり、安全な国産米が食べられなくなれば国民的一大事であり、社会的な問題となっております。輸入米が年間 77 万トンも外国から入っており、これをやめれば過剰はなくなります。

もう一つは、米価暴落を招いたのが、農政改革として米の戸別所得を今年から半分にし、17 年で打ち切り、生産調整、つまり減反を 4 年後に廃止するなど、政府は米の流通や管理の責任を放棄すると宣言したことから、暴落の始まりが起きてきたわけであります。

アメリカの価格暴落対策では、農産物の市場価格が基準値を下回る場合、政府がその差額を補填する制度があって、アメリカ農民は基本的にコスト割れがないようになっており、TPP を強力に推し進めている当のアメリカを随分と保護しているわけであります。

また、さらに価格が下がった場合に発動されるのが、価格支持融資制度があり、暴落の場合は 2 本立ての制度が作動し、それほどでもない価格下落の場合は不足払いだけが作動し、このような価格支持制度の結果、アメリカの農民は基本的にコスト割れが回避できるシステムになっているわけであります。

ところが、安倍政権は米の直接支払交付金、10 a 当たり 1 万 5,000 円を半減し、米価下落当時の米価変動補填交付金を廃止して、米価暴落を促進する一方、何の暴落対策をとろうとしておりません。

そこで、去る 11 月 17 日に、政府による緊急の過剰米処理を求める陳情及び農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する陳情が香川県農民連から出されているわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1 点目は、町長は、農家にとって来年の作付の見通しが立たないという深刻な声を米価暴落対策についてどのように考えているのか。

2 点目に、町として、町内米生産農家は存続の危機に立たされており、各経営実態調査を実施すべきと思うがどうか。

3 点目に、J A、生産農家、行政との 3 者協議を行い、米生産農家の救済対策を打ち出し、政府が進めてきた市場原理に主食の米の価格を委ねるやり方はさらなる負担を強いるものであり、日本の家族型農業、小規模経営、そして農村を根底から破壊するということを強く県、国に救済策を要請すべきと思うがどうか。

次に、難病対策についてであります。

難病法が先の国会で全会一致で成立をし、来年 1 月 1 日から施行になります。難病対策が 1972 年に始まって以来、立法化は患者や家族にとって悲願でもあり、制度として安定する一方、多くの課題もあります。

国の予算事業で不安定な難病対策が法的に位置づけられるだけではなく、対象疾病が現在の 56 から大幅に増えることが患者の願いでもありました。

患者は、生涯病気を抱えて暮らさなければならず、医療費が重くのしかかっており、難病法では基本理念に患者の社会参加の機会が確保され、地域社会で尊厳を保持しながら、他の住民と共生することが上げられております。

難病の特性に応じて、社会福祉など関連施策との連携に配慮しつつ、総合的な対策が必要だとしております。

法制化に伴い、厚生労働省は治療研究と医療費助成の対象、指定難病を 56 から 300 疾病程度に拡大する方向です。

厚生労働省の検討委員会では、8 月、110 疾病を先行して選定、10 月に正式決定をし、来年 1 月から医療費助成を開始、厚生労働省は今秋以降、来年夏から実施の約 190 疾病を選定しました。

難病法は、難病一般について、1、原因不明、2、治療法が未確立、3、希少疾患、4、長期の療養を必要とすると定義し、そのうち指定難病の要件として、患者数が人口の 0.1%程度で、一定の診断基準が確定していることを上げております。反面、対象者が広がる一方、残念ながら軽症者には原則除外をされ、認定基準は疾病ごとに設定されております。

しかし、軽症者でも医療費の自己負担額が 1 万円を超える月が年 3 回以上ある患者は対象になります。

負担割合は、現行の 3 割から 2 割になりますが、負担上限額が上がります。

重症患者や低所得者にとってはなお負担が重くなるわけでございます。

また、子供の慢性疾患患者に対する医療費助成の対象患者は、成人後助成が受

けられなくなり、障害者手帳がない患者や指定難病ではない患者は完治していても福祉的支援を得ることができなくなります。

これを成人期移行問題として取り上げられております。

我が町内に住む難病で長年靱帯硬化症、OPLLで苦しんできた方は、今の医学では治すことができない、外見ではわからない難病を抱えての自分自身の不自由な身体での闘病の切ない気持ちがわかってもらえない辛さや長時間病院で待たされ、1分診察でその上医療費が高い、医師の診断が認定には必要と言われ、なかなかまともに認定が受けられず、そのうち他の病気を併発して手術する羽目になった。

難病患者の会に入り、病気を理解してくれる仲間ができ、自分で病気と向き合うことの大切さや新しい治療方法を取り入れての頑張りや知識で乗り越えられてきたことが、まだまだ難病で苦しんでいる知らない人も多くいると思うが、よい医師にめぐり会うことが一番と私に語ってくれました。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、町内で難病で苦しんでいる方はどのくらいいるのか。

2点目に、助成対象の疾患が拡大されれば、町内では何人になるのか。

3点目に、難病法が立法化されたが、町としてはどのように周知をし、相談窓口はどこになるのか。

4点目に、アスベストの仕事に従事してきたが、10年以内の人は自費での検査となっており、負担が大きいので無料または軽減できないかの相談がありましたが、どのような対応、対策があるのか。

5点目に、町として難病に対する専門医師による医療講演会、セミナーを難病法成立をきっかけに町内患者を対象に積極的に幅広く取り組み、救援、救済すべきだと思うがどうか。

最後に、町民会館での町民祭りの開催と町民利用、出演料の無料化についてであります。

私たちが実施している町民アンケートに、三豊、善通寺、丸亀の市民会館まつりは無料です。

多度津町も町民会館祭りを実施して、町内の出演者には年1回の無料の日があってほしいとの声が寄せられております。

このことについて町はどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

以上、3点について町当局の答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

以上。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のご質問のうち、米価暴落対策についてお答えをしまいたします。

政府の農業政策は、営農法人化を進め、農業規模を拡大するように進めておりますが、家族型農業と小規模農業の重要性も理解をしております。

農協につきましても、真に農業経営者の利益になるよう組織を改善しようとしております。

農業振興の大きな目的は、農業経営基盤を確立し、収益を安定させることです。米価を大幅に下落させる原因は幾つかあると思いますが、政府も米価暴落に対する緊急対策を手厚く施しております。

今後の解決策の一つとしては、農地中間管理機構の活用により、農業生産法人へ農地の集積を図っていくことも大事だと考えております。

農業を取り巻く現状は厳しいものがあり、一朝一夕には実現するものではないと考えます。

生産農家、農協、そして行政が意見交換をし、連携して農業振興に努めていくことが重要だと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問につきましては各担当課長より答弁をまいりますので、よろしくをお願いいたします。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員ご質問の米価暴落対策についての2点目、経営実態調査の実施について答弁を申し上げます。

来年の作付につきましては、JAにおいてその意向を農業者に確認する営農計画調査を実施しております。

現在集計中ではございますが、おおむね今年並みの作付になる見込みだと伺っております。

ご質問の農業者の経営実態につきましては、調査にかかる時間や労力、個人情報収集することの可否などを勘案いたしますと、実態調査という方法はとれないと思います。

本町といたしましては、各種の会議や農業者の皆様とのかかわりの中でその声を聞き、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の県、国への救済策の要請についてでございます。

議員のご質問にありますように、日本の家族型農業、小規模農業には、極めて重要な役割があるということは認識を同じくするものでございます。

特に、本町ではその割合も高く、こういった農村集落が衰退の道をたどらぬよう、さまざまな施策を講じているところでございます。

本町といたしましては、農業者の皆様の声聞く中で、その手法や内容などを検討して、引き続き香川県や国に対してより実効性のある施策の展開を要望してまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

尾崎議員の難病対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にあります難病法は、難病の患者に対する医療等に関する法律と言い、従来厚生労働省の難治性疾患克服研究事業 130 疾患のうち、56 疾患が研究事業の中で医療費助成されていた制度が、平成 27 年 1 月 1 日より、法に基づき実施されるものです。

この法律の主な内容は、都道府県が難病の患者の方に対し、厚生労働省が定める基準により、指定難病の認定及び指定難病に係る医療費を助成することやその費用の国、県の負担等を定めた内容となっております。

そこで、まず 1 点目の町内で難病の指定を受けている方はどのぐらいいるのかとのご質問にお答えいたします。

平成 26 年 3 月 31 日現在、町内では 177 名の方が国及び県の対象疾病として認定を受けられております。

2 点目の助成対象の疾病が拡大されれば、町内では何人になるのかとのご質問でございますが、平成 27 年度に医療費助成の拡大を予定している約 300 疾病について、国の推計値に基づき、町で算出した場合、約 340 名になると見込まれます。

3 点目の町としてはどのように周知をし、相談窓口はどこになるのかとのご質問でございますが、難病医療費の支給認定を受けるための申請や支給認定事務及び相談支援などの窓口は、香川県中讃保健福祉事務所が実施をしております。また、患者さんへの情報提供や専門医師による医療相談、保健所保健師による家庭訪問や事務所相談、患者家族会の育成や専門職の資質向上など、総合的な難病対策が中讃保健福祉事務所で実施されております。

このように県が主体で難病対策が実施されておりますが、町においては福祉保健課が窓口となっております。

中でも一時的な相談窓口は町民健康センターであり、状況に応じて中讃保健福祉事務所などの関係機関に連絡をしたり、ご紹介をしております。

また、患者さんが在宅で療養され、難病により身体的等の障がいが発生し、介護等の福祉サービスの給付を希望される場合は、福祉係や介護保険係が窓口となります。

周知についてですが、11 月下旬に、県が新たな難病医療費助成制度のパンフレットを県下全域に配布をしております。

今後は、町におきましても中讃保健福祉事務所とも連携を図りながら、制度の周知、啓発を検討してまいりたいと考えております。

4 点目のアスベストの仕事に従事してきたが、10 年以内の人の検査費用について無料または軽減できないのかとのご質問でございますが、以前アスベストを

扱った仕事をしていた方については、10年以上などの要件を満たしていれば、アスベスト健康管理手帳の交付を受けることができ、年に2回、指定医療機関で無料で健康診断を受けることができます。

また、従事年数が10年以内の方でも、中皮腫等のアスベスト関連疾患が確定され、申請により認定を受ければ、労災保険制度またはアスベスト健康被害救済制度により医療費や療養手当などの給付を受けることができます。

また、アスベスト関連疾患のない方であれば、町が行う結核、肺がん検診を受けられて経過を見られてもよいかと思います。

アスベストの相談窓口は、県または中讃保健福祉事務所になっておりますが、町民健康センターにご連絡いただきましたら対応をさせていただきます。

5点目の町として難病に対する専門医師による医療講演会、セミナーを実施できないかのご質問でございますが、中讃保健福祉事務所において今年度医師によるパーキンソン病の療養や神経系疾患の患者さんへの転倒予防などの講演会を認定された方に個人通知し、3回実施をしております。

また、交流会も兼ねており、療養中の不安軽減につながっていると思われま。す。今後は、町といたしましても、認定患者さんの多い疾病について、町民の皆様にもご理解を深めていただくためにも、現在実施しております健康づくりセミナーの一環として、関係機関と連絡をとりながら、医師による講演会の実施を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。尾崎議員への答弁とさせていただきます。

教育課長（岡 敦憲）

尾崎議員のご質問のうち、多度津町民会館での町民祭りの開催と町民利用、出演料の無料化についてのご質問にお答えいたします。

本町においては、町内各施設にて、芸術展、芸能音楽祭、地区文化祭、芸能発表会など、さらには商工フェア、きしゃぼっぽ祭り、多度津フェスティバルなど様々なイベントを開催していることはご存じかと思ひます。

これらの催し物は、町民会館を初め、各地区公民館、健康センター、各小学校体育館、幼稚園遊戯室、事業所などで開催、各地区のにぎわいの拠点となっております。

また、ご指摘の近隣の市民会館は、ホールや講座室などを有する大規模な公民館的なものであり、一度にいろいろな団体が使用、利用できる施設と認識しております。

それに対して、町民会館は大ホール1、会議室が1、リハーサル室が1、及び楽屋を有する施設であることから、参加する団体が限定され、さまざまな団体が一堂に会し開催する町民会館祭りや銘打った催しの開催は難しいと考えております。

また、先ほども述べましたように、部屋数も少なく、特定の団体の出演に限られることから、町民の皆様には大いに町民会館を活用していただきたいと思いますが、出演料の無料化も難しいと考えております。

以上、町民会館での町民祭りの開催と町民利用、出演料の無料化についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目に、米価の暴落対策についてであります。

これについては、緊急を要することでありまして、今年からは離農の進行とやっぱり食料自給率が一層低下することが予想されるわけでありまして。

そこで、農家の経営安定策を今緊急にとることが必要になってきております。

そこで、稲作の概算金でございますが、これは通年供給する農協の米販売は1年以上かかるわけでございます。

一方、農家は農用資材などの支払いを年内に行います。

このため出荷農家には年内に概算金という形で支払い、販売の後で精算するわけでありまして。

過剰在庫を持ち、安値販売を迫られる状態では、生産時の追加払いは期待できません。

集荷業者は概算金を参考に買い入れるため、農協の概算金が生産者米価の相場となるわけでございます。

そこで、私はこの財政支援として、国、県に対しても要望するわけでもございますが、町といたしましても、第1点目は県内農協の単位農協による概算金の上積みを実施すべきと考えております。

2点目には、自治体としての補助、融資制度の創設、つまり農家向け無利子制度、これを実施している県がございます。

それと、米対策の激変緩和補助金、この制度を設置をするということでございます。

そういう意味において、農協の概算金のこれは対策、激変緩和補助金というのは農協の概算金の5年間の平均額と14年産米の概算金の差額の半額に当たる金額を補助するという制度でございます。

いろんな制度が全国的にも県単位でやられておるわけです。

また、地方自治体でもこのような制度を活用して米の米作農家を救済ということがやられておりますので、この実施についてできるのかどうか、あるいは実施すべきと思うんですが、その考えをお聞きしたいと思っております。

それから、2点目の難病対策についてでございますが、ただいまご答弁がありましたように、県の指定疾患が5疾病、つまりネフローゼ症候群と突発性難聴、進行性筋ジストロフィー、慢性腎不全、それとメニエール病の5病が県として指定しておりますが、これらの5つの難病は医療費とか薬代など、患者負担割合、つまり2割ですが、これが国の対象疾病に準じるかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、3点目の町民会館での利用の分でございますが、毎回出演し、独自にやっぱり開いていることがありますから、そういう団体も含めて安くするという、そういうあれは毎回開いて、定期的を開いているところについてはそういうふうに、無料化というのが難しければ出演料の少し引き下げるとかという方策はないものか、3点についてお伺いいたします。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員の再質問について答弁申し上げます。

先ほど古川議員のご質問にも答弁させていただきましたが、国においてその緊急対策を打たれているということがございます。

一部の県では、先ほど尾崎議員が申されました融資に対する無利子の補助の制度を設けようとしている県もあると聞いております。

そういう対策がある中で、町として何かということとはなかなか難しいところがあると思いますので、まずは香川県においてそういう無利子対策、そういう補助の制度を設けられるかどうかについて要望してまいり、それから状況を見ながら町として他にできることがないかについては検討してまいりたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

ただいまの尾崎議員の再質問でございますが、今言われました県の5つの難病でございますが、現在のところ、県からの通知はございませんので、今お答えすることができませんので、ご了承いただきたいと思っております。

よろしくお伺いいたします。

教育課長（岡 敦憲）

尾崎議員の再質問の定期的に使用しておる団体への減免、あるいは出演料の減免等の方策はないのかというようなご質問であります。現在町民会館が建てられて以来、たしかこけら落としのときに免除したのみで、各課、教育課が使用する場合であろうが、町長公室、総務課が使用する場合であろうが減免措置はとっておりません。

成人式であったり、今年は講演会開いたり、いたしました。皆さんと同様の金額の使用料を支払っております。

現在のところは、減免等の考えはございません。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁が終わりましたが、尾崎議員、再々質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目の米価暴落対策でございますが、これは米の生産農家が一番必要なのは再生産でございます。

つまり来年度の作付でございますが、これをやめれば農地は荒廃すると。

野菜転換といってもなかなかできないということで、そういう点がありますので、この点は早急に財政支援あるいはそういう激変緩和措置ということで、町として独自に取り組んでいくべきだと考えます。

それから、県の指定疾患5疾病について、現在のところわからないということでございますので、わかりましたらまた公表していただきたいと思えます。

それから、3点目のこけら落とし以外、そういう減免措置してない、町の主催でも全部払っているということでございますが、やはり指定管理者制度になりまして、町の施設だからできない、つまり指定管理者で第三者に委ねておるんですが、施設は町のもんだと、しかし町民の要望というんですか、何とかしてほしいというのがなかなか届かないということでございますので、私はそういう意味で、もう少しそこら辺で定期的開催するとか、大規模にやられているそういう団体に対しては少しそういう意味で考えてもいいのではないかとということで思えます。

というのは、皆さん税金払っているから、せつかくのそういう利用施設は何とかしてくれというのが要望でございますので、ぜひそういう方向へ向かって実現していただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（志村 忠昭）

ということで要望ということでいいですか。

これをもって10番、尾崎議員の質問は終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後12時04分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 26 年 12 月 10 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 26 年第 4 回多度津町議会定例会議事日程

12 月 10 日（水）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問